令和７年５月
総会議事録

鳩山町農業委員会

令和７年５月26日

令和７年５月総会議事録

開　会　期　日	令和７年５月26日（月）
開　催　場　所	鳩山町役場３０５・３０６会議室
開議及び宣言者 閉議及び宣言者	午後３時０５分　会長（議長）石井利幸 午後４時３８分　会長（議長）石井利幸
議　　長	会長　石井利幸

農　業　委　員　応　招　状　況

1	畑　　誠	出席	6	田島茂夫	出席
2	竹本徳一	出席	7	宮﨑広幸	出席
3	古川美也子	出席	8	小久保光男	出席
4	林　亮太	出席	9	山口君子	出席
5	根岸郁子	出席	10	石井利幸	出席

農地利用最適化推進委員出席状況

1	中澤敏義	出席	4	金子茂雄	出席
2	小川唯一	出席	5	松本利幸	出席
3	閑野智道	欠席	6	小林三千雄	出席

議　　題	農地法の規定に基づく諸申請の審議の件 意見の決定について
傍聴者数	なし

参　　与

●事務局出席者
・戸口浩二　事務局長
・千装隆宏　書記
・平野凌馬　担当

●議案説明員
吉澤祐一　農林業政策担当主査
鈴木　翔　農林業政策担当主事

〔開会の宣言〕午後３時０５分

◎石井会長

ただ今の出席農業委員は 10 名、農地利用最適化推進委員は５名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和７年５月鳩山町農業委員会定例総会を開会いたします。

〔議事日程の報告〕

◎石井会長

本日の議事日程はお手元に配布したとおりでございます。

〔議事録署名委員の指名〕

◎石井会長

日程第１、議事録署名委員の指名をいたします。

本日の定例総会の議事録署名委員は、５番・根岸郁子委員、６番・田島茂夫委員を指名いたします。

〔会期の決定〕

◎石井会長

日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今月の定例総会の会期は本日１日限りとしたいと思います。ご異議はございませんか。

〔異議なしの声あり〕

◎石井会長

異議なしと認めます。よって、会期は本日１日限りと決定いたしました。

〔諸般の報告〕

◎石井会長

日程第３、諸般の報告を行います。
ここで会長としての報告をいたします。
５月９日に農業委員会会長として、常設審議委員会に出席いたしました。
また、５月15日には農業委員会会長として、国保運営協議会に出席いたしました。
以上、報告とさせていただきます。

〔日程第４、議案第１号、農地法第３条第１項の規定による
許可申請の可否について〕

◎石井会長

日程第４、議案第１号、農地法第３条第１項の規定による許可申請の可否についての資料番号１を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。
議案第１号、農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定について。
令和７年５月10日受付。
資料番号１
大字竹本[redacted]。地目は「田」、269㎡。
譲受人 [redacted]。耕作118a、労働力１人。
譲渡人 [redacted]
転用目的は所有権移転でございます。269㎡は、「田んぼ」でございます。
以上となります。

◎石井会長

この件につきまして、竹本・須江・奥田地区担当の、竹本農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎竹本委員

竹本・須江・奥田地区担当の、竹本です。

それでは、議案第１号（資料番号１）の農地法第３条第１項の規定に基づく申請について、説明させていただきます。

譲受人ですが、住所は[redacted]にお住まいになっておりますが、元々は代々当地区に住んでおりまして、仕事の関係で[redacted]へお住まいになられています。町内に 11,594 ㎡の所有自作地があり、全ての土地が管理・耕作されております。

申請地は自身が所有する農地に隣接しており、所有地の規模を拡大し、水稲の自給率を向上させるための申請でございます。

以上のような状況でございますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎石井会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の竹本・須江・奥田地区担当の小川委員より、農地の利用状況等についてご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。

◎小川委員

竹本・須江・奥田地区担当の小川です。

議案第１号（資料番号１）の農地法第３条第１項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

申請内容については、竹本農業委員から説明があったとおりでございます。

申請地は、現在、管理されておりますが、譲受人が農地を取得することで、自身が所有する農地と連坦化が図れ、水稲の作付け規模の拡大に繋がります。

今後は、譲受人により農地が有効に活用されると思われます。

以上最適化推進委員よりの意見とさせていただきます。

◎石井会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明はございますか。

◎書記

特にございません。

◎石井会長

ありがとうございます。この件につきまして、これより質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

◎石井会長

ご意見なしと認めます。

これにて、質疑を終結いたします。これより、議案第１号、農地法第３条第１項の規定による許可申請の可否についての資料番号１の採決を行います。

本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎石井会長

挙手全員です。よって、議案第１号、農地法第３条第１項の規定による許可申請の可否について、資料番号１は、許可することに決定いたしました。

〔日程第５、議案第２号、農地法第３条第１項の規定による

許可申請の可否について〕

◎石井会長

日程第５、議案第２号、農地法第３条第１項の規定による許可申請の可否についての資料番号２を議題とします。

事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

議案第２号、農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定について。

令和７年５月10日受付。

大字大豆戸[redacted]地目は「畑」、845㎡。

譲受人　[redacted]耕作8a、労働力２人。

譲渡人　[redacted]

転用目的は所有権移転でございます。845㎡の面積は、「畑」でございます。

以上となります。

◎石井会長

ありがとうございます。この件につきまして、大豆戸・小用地区担当の宮﨑農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎宮﨑委員

小用・大豆戸地区担当の宮﨑です。

それでは、議案第２号（資料番号２）の農地法第３条第１項の規定に基づく申請について、説明いたします。

譲受人は現在、農地の所有及び借入はございませんが、本申請により新規就農となります。

申請地では露地野菜を作付けする予定であり、自家消費の農業経営をする計画となっております。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎石井会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の大豆戸・小用地区担当の金子委員より、農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎金子委員

大豆・小用地区担当の金子でございます。

では、議案第２号（資料番号２）の農地法第３条第１項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

申請内容については、宮﨑農業委員から説明があったとおりでございます。

本申請の譲受人と譲渡人は親族関係にございます。

申請地は、譲受人の自宅に隣接する土地でありますが譲渡人が管理を行っております。

今後は譲受人が農地を取得し、自家消費用の露地野菜を作付けすることになります。

以上、最適化推進委員の意見とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎石井会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

特にございません。

◎石井会長

この件につきまして、これより質疑に入ります。

ご意見がある方は、挙手をお願いいたします。

◎石井会長

田島委員。

◎田島委員

石坂１・２地区担当の、６番、田島と申します。先ほどの案件ですが、令和５年４月１日に農地法の一部が改正され、下限面積の規定が緩和されましたが、当申請につきましては、自家作物や借入面積が「0」となっております。所有面積「0」を対象とした申請になっている点についてはいかがでしょうか。

◎石井会長

ありがとうございます。事務局お願いいたします。

◎書記

田島委員からのご質問の件ですが、以前は面積要件がございましたが、農地法の改正により、農地を所有していない方でも取得が可能となりました。

そのため、今回のように借入面積が「0」である場合でも、申請が可能となります。

◎石井会長

ありがとうございました。田島委員、いかがでしょうか。

◎田島委員

了解いたしました。

◎石井会長

他にございますか。

◎石井会長

ありがとうございました。これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第２号、農地法第３条第１項の規定による許可申請の可否についての資料番号２の採決を行います。

本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎石井会長

挙手全員です。議案第２号、農地法第３条第１項の規定による許可申請の可否についての資料番号２は、許可することに決定いたしました。

◎石井会長

ここで暫時休憩します。

暫時休憩〔午後３時25分〕

再開〔午後３時２６分〕

〔日程第６、議案第３号、農地法第３条第１項の規定による
許可申請に対する意見の決定について〕

◎石井会長

再開いたします。日程第６、議案第３号、農地法第３条第１項の規定による許可申請の可否について、資料番号３を議題とします。

事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

議案第３号、農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定について。
令和７年５月 10 日受付。資料番号３
大字赤沼[redacted]地目「田」、437 ㎡。
譲受人 [redacted]耕作 190a。労働力２人。
譲渡人 [redacted]
転用目的は所有権移転となります。437 ㎡は「田んぼ」の面積となります。
以上になります。

◎石井会長

ありがとうございました。この件につきまして、赤沼地区担当の林農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎石井委員

赤沼地区担当の林です。

それでは、議案第３号（資料番号３）の農地法第３条第１項の規定に基づく申請について、説明いたします。

譲受人は、18,645 ㎡の所有地があり、全ての土地が良好に管理、耕作されております。

また、貸付地の 16,700 ㎡は、自身が経営する[redacted]と利用権設定をした農地でございます。

本申請地は、譲受人の耕作地、先月の総会で所有権移転した農地に隣接し、効率的な果樹の育成や水稲栽培が可能であること、また譲渡人は今後の耕作が困難であることか

ら、今回の申請に至りました。
以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎石井会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の赤沼・今宿地区担当の松本委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎松本委員

赤沼・今宿地区担当の松本です。
では、議案第３号（資料番号３）の農地法第３条第１項の規定に基づく申請につきまして、意見を述べさせていただきます。
申請内容については、林農業委員から説明があったとおりでございます。
申請地は、譲渡人が適切に管理しております。
譲受人は、水稲・果樹及び露地野菜等の作付を行い、直売所等での販売を行うなど精力的に農業に取り組んでおります。
今後は、譲受人により農地が、有効に活用されると思われます。
以上、最適化推進委員の意見とさせていただきます

◎石井会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

特にございません。

◎石井会長

この件につきまして、これより質疑に入ります。ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

◎石井会長

中澤委員。

◎中澤委員

前回同じ譲受人の案件が総会に提出されましたが、その時、譲受人の貸付地の標記について質問があり、事務局で調査した結果、譲受人の親族が所有している土地を借り上げている説明がありました。
本当に借受地であれば「所有地」欄の「貸付地」に記載するのではなく、「所有地」欄の「借受地」に記載するべきではないかと思っておりますが、同じ過ちを行っている

と思われる今回の書類も正すべきだと考えておりますが、事務局はどのように考えておられるのでしょうか。

◎石井会長

事務局の答弁を行います。

◎書記

中澤委員のご質問ですが、貸付地16,700㎡は譲受人の母が所有している土地であり、その土地を同族経営会社である[redacted]へ貸し付けているという扱いになっております。

◎中澤委員

それは事務局として本当にそのような判断を行っているのか。基本的に譲受人の所有地とそれ以外の土地を標記しているものであるが、所有地については、自作地と貸付地があり、譲受人の母が所有している土地については「所有地以外の土地」にあたるので「借入地」の欄に入れるべきでないかと私は思います。

事務局の説明はそれではおかしいと思います。

◎田島委員

事務局再答弁をお願いします。

◎書記

分かりました。それでは、所有地の「貸付地」16,700㎡を「借入地」へ修正するようにいたします。

◎田島委員

少し良いでしょうか。譲受人とその母が[redacted]へ土地を貸しているのであれば、16,700㎡の土地は譲受人の母と[redacted]の間柄に存在するものであるため、今回の申請書類上必要のない記載なのではないか。

◎中澤委員

私は土地の貸し借りについては何の情報ももらっていない。先月の総会時の事務局説明は譲受人の母の土地を譲受人が借り上げているという説明であった。譲受人の母の土地を借り上げているということは、所有地ではない土地を借り上げているということになる。そのため、申請書の「所有地以外の土地」欄の「借入地」に記載するべきであると私は考えている。

◎田島委員

[redacted]が最終的に借り上げているという解釈もあります。譲受人が借上げ、株式会社アトリエへ貸し付けているという解釈もありますが、ストレートに解釈すると、譲受人の母の土地を[redacted]が使用するということで、譲受人は貸し借りに関係ないのではないか。

◎中澤委員

それでは事務局の説明と食い違います。事務局の答弁を希望します。

◎石井会長

申し訳ございません。発言は挙手を行い、指名を受けてからお願いいたします。

私からもよろしいでしょうか。この表記の方法は何かしらスタンダードとなる、表記方法の指南があるのでしょうか。

暫時休憩といたします。

暫時休憩〔午後3時33分〕

再開〔午後3時36分〕

◎石井会長

それでは会議を再開いたします。事務局お願いいたします。

◎書記

農地法第3条の規定に基づく許可申請書(別添)についてですが、「自作地」「貸付地」の項目がある、項目1-1に「権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権を有する～」との記載があり、譲受人とその母は同じ世帯であるため、2人の所有面積を記載しております。そのため、標記自体は申請書の通りで問題ないと考えます。

◎石井会長

先ほどの「修正する」との答弁は訂正するとのことでよろしいでしょうか。

◎書記

そのようにお願いいたします。

◎石井会長

中澤委員、よろしいでしょうか。

◎中澤委員

分からない。どういうことですか。

前回貸付地に記載された面積での議論の際に、新しく農地の所有権移転を行うよりも「貸付地」の農地を返却してもらい、そこで耕作を行うべきではないかとの質問がありました。事務局が調査をしたところ、これは貸付地ではなく、譲受人の母の土地を借り上げているのだと訂正をしたと思います。私はその内容で議題が通ったと認識しておりましたが、本日また同じ間違いが発生しています。

それであれば、譲受人の所有地以外の土地であるため、「借入地」の欄に入れるべきだと考えます。しかし、田島委員より譲受人の母が[redacted]へ貸している土地ではないか、譲受人との貸し借りは関係ないのではないかとのご意見があり、それが正しければ、この 16,700 ㎡は表に記載されない数字であると私は思います。もう少し事務局としてしっかりと判断していただきたいと思います。

◎石井会長

事務局どうぞ。

◎書記

前回の回答に遡りますが、貸付地 16,700 ㎡は、譲受人の母が所有する土地であり、[redacted]との間で利用権設定が結ばれております。そのため、1-1 の表にある「世帯員等が所有権を有する農地」にある「貸付地」に該当すると考えます。

譲受人の世帯が譲受人とその母であるため、それぞれの面積を「自作地」と「貸付地」へ記載しております。

◎石井会長

中澤委員。

◎中澤委員

それでは、前回の回答は間違っていたということですか。納得のいく説明を求めます。

◎石井会長

事務局。

◎書記

前回の農業委員会総会にて、譲受人の母と[redacted]との間で利用権設定が行われている旨を説明しております。

◎石井会長

暫時休憩といたします。

暫時休憩〔午後３時４３分〕

再開〔午後３時５３分〕

◎石井会長

それでは会議を再開いたします。これにて、質疑を終了いたします。

これより、議案第３号、農地法第３条第１項の規定による許可申請の可否についての資料番号３の採決を行います。

本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎石井会長

挙手全員です。議案第３号、農地法第３条第１項の規定による許可申請の可否についての資料番号３は、許可することに決定いたしました。

〔日程第７、議案第４号、農地法第５条第１項の規定による

許可申請に対する意見の決定について〕

◎石井会長

日程第７、議案第４号、農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号４を議題とします。

事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

議案第４号、農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定について。
令和７年５月10日受付。資料番号４.
大字小用[redacted]「畑」、面積は83㎡と330㎡。
譲受人[redacted]
譲渡人[redacted]
転用目的は、資材置き場、駐車場。413㎡は「畑」の面積でございます。
農地区分：農業振興地域内　１種農地
以上になります。

◎石井会長

この件につきまして、小用・大豆戸地区担当の宮﨑農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎宮﨑委員

小用・大豆戸地区担当の宮﨑です。
それでは、議案第４号（資料番号４）の農地法第５条第１項の規定に基づく申請について、説明いたします。
本申請は譲受人が土地所有者の譲渡人から所有権を移転して資材置場・駐車場等を拡張するための申請です。
農地区分につきましては、農業振興地域内の第１種農地 でありますが、農地転用許可基準の「既存の施設の拡張」に該当することから、転用に問題ないと考えております。
現在、譲受人が使用している資材置場の一部を地権者へ返還することに伴い、減少する土地を補完すべく、いくつかの土地を比較検討したところ、希望に合う本申請地での計画に至りました。
以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎石井会長

ありがとうございました。
農地利用最適化推進委員の赤沼・今宿地区担当の金子委員より、農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎金子委員

赤沼・今宿地区担当の金子です。
議案第４号（資料番号４）の農地法第５条第１項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。
申請内容については、宮﨑農業委員から説明があったとおりでございます。

本申請地は、既存の資材置場に面した平面の土地であり、現在は管理されている状況でございます。

本申請では、農地について、必要な部分のみの転用となるよう、分筆がされております。

以上簡単でございますが最適化推進委員の意見とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎石井会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明はございますか。

◎書記

それでは議案第4号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については宮﨑農業委員から、金子推進委員からご意見を頂いたところでございます。

申請地の状況につきましては、先ほど現地を確認した通りでございます。

令和6年11月に埼玉県農林部が示した農地転用許可制度運用指針によりますと、農地転用許可基準にある「既存の施設の拡張」ですが、拡張に係る部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の1/2を超えないものに限るとございます。

・現在使用している資材置場の面積が3,362㎡ですので、計算上は1,681㎡まで拡張は可能ですが、今回は413㎡の農地転用となっております。

・事業計画の遂行能力は、事業計画の詳細の計画図面及び資金計画書、関係書類等が提出され、実行性も判断できます。

・今回申請された第5条第1項に基づく申請に関しましては、土地の状況や添付書類を含んだ申請書につきまして、事務局といたしましては、特段問題ないと考えております。

以上簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます

◎石井会長

ありがとうございました。

この件につきまして、これより質疑に入ります。ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

◎石井会長

よろしいですか。これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号4の採決を行います。

本申請に対し、許可相当とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎石井会長

挙手全員です。よって、議案第４号、農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号４は、許可相当とすることに決定いたしました。

〔日程第８、議案第５号、農地法第５条第１項の規定による

許可申請に対する意見の決定について〕

◎石井会長

日程第８、議案第５号、農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号５を議題とします。

事務局の説明をお願いいたします。

◎書記

議案第５号、農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定について。

令和７年５月10日受付。資料番号５。

大字大橋[redacted]、ここまでの地目は「田」でございます。

[redacted]の一部の地目は「畑」でございます。

面積は、上から順に888㎡、959㎡、868㎡、394㎡、523㎡、1,393㎡、912㎡、120㎡、122㎡、349㎡、71.5㎡、53.5㎡、28.5㎡、41㎡、121.5㎡。

譲受人[redacted]

譲渡人[redacted]

転用目的：農地改良。合計面積は6,844㎡。内訳は「畑」6,722.5㎡、「田」121.5㎡。

農地区分：農業振興地域内　１種農地

以上になります。

◎石井会長

この件につきまして、大橋・泉井地区担当の畑農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎畑委員

大橋・泉井地区担当の畑です。

議案第５号（資料番号５）の農地法第５条第１項の規定に基づく申請について、説明いたします。

譲受人は、[redacted]で土木建築工事等を行っている法人でございます。

本申請は譲受人が土地所有者の譲渡人から使用貸借権を設定して農地改良するための申請です。

農地転用の許可基準の農地区分につきましては、農業振興地域内の農用地区域でありますが、農地改良に伴う一時的な農地転用申請ですので、特に問題はないと考えております。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎石井会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の大橋・泉井地区担当の中澤委員より、農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎中澤委員

大橋・泉井地区担当の中澤です。

議案第５号（資料番号５）の農地法第５条第１項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきたいと思います。

申請内容につきましては、畑農業委員から説明があったとおりでございます。申請地は、[redacted]比較的低い土地となっておりまして、管理状況としては、皆様とご覧になった通り非常に厳しい状況となっております。

この件につきまして、皆様お気づきになられたと思いますが、「資料５」の施工範囲内に、鳩山町が所有者となる狭小地が多数含まれております。この鳩山町所有の狭小地につきましては今回の土壌改良の該当地に含まれておりません。この取り扱いに関しては事務局からの答弁が必要であると考えています。

昨夜事務局へ質問をさせていただきまして、今回の申請は埋め立てに伴う使用貸借権の設定（約９か月間）の設定であり、埋め立て完了後の農地活用計画書が添付されていなかった。本総会の直前に追加資料として計画書である「資料 5-2」が配布されたが、そのような状態で本議案に対して正しい判断が下せるのか疑問が残る。

今回あらかじめ事務局へ質問させてもらったが、これが資料の配布忘れであれば、今後は農業委員会の議案として、きちんと出すべきものはそろえてもらいたい。

そのような問題を含みながら、私の意見とさせていただきました。
よろしくお願いいたします。

◎石井会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明をお願いいたします。

◎書記

それでは、議案第５号の補足説明をさせていただきます。
先ほど中澤委員からご指摘のありました追加資料につきましては、当日の配布となり誠に申し訳ございませんでした。次回以降は書類の不備無く、１週間前までに配布を行えるように努力してまいりますのでよろしくお願いいたします。
事業説明につきましては畑農業委員から、また中澤推進委員からはご意見をいただいたところでございます。
申請地の状況につきましては、先程、現地を確認したとおりでございます。
農地の[redacted]側道と同じ高さにし、側道に摺りつけることで農地への出入りが容易になる計画内容となっております。
また、資料番号５の62ページ以降の横断図面を確認いただくと、既設水路及び町道から高くなる計画でございますが、被害防除や排水対策がなされております。
農地改良後は、「資料5-2」の通り、[redacted]が農地法第３条により農地を借り上げ小麦の栽培する計画になっております。
工事計画書、資金計画書等の書類は添付されており、今回申請された第５条第１項に基づく申請に関しましては、計画の実行性や添付書類を含んだ申請書につきまして、事務局といたしましては、特段問題ないと考えております。
以上簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます

◎石井会長

ありがとうございました。
この件につきまして、これより質疑に入ります。ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

◎石井会長

小久保委員。

◎小久保委員

「資料5-2」の２枚目が熊井地区の地番となっておりますが、大橋の申請である「資料5」の補足資料として、なぜ熊井地区の資料が含まれているのでしょうか。

◎石井会長

事務局。

◎書記

「資料 5-2」の 2 枚目、熊井地区の作付けにつきましては、様式第 2 号下部の作付け計画書内に「申請者が現在所有または使用収益権を設定している農地等の面積」を記載することとなっておりまして、こちらの借入地面積が 2 枚目の熊井の借入地面積となっています。

◎小久保委員

「資料 5-2」1 枚目の上段部分が本申請の資料であり、下部及び 2 枚目は現在耕作を行っている場所という認識でよろしいでしょうか。

◎書記

その通りです。

◎石井会長

小久保委員、よろしいでしょうか。

◎小久保委員

ありがとうございました。

◎石井会長

それでは先ほど質問の中にありました町有地に関しての説明をお願いいたします。

◎書記

「資料 5」の 1 枚目、第 5 条申請書の 3「転用計画」をご確認ください。こちらに記載してある面積「7,517.55 ㎡」は、今回農地転用を行う全体の面積となっておりまして、雑種地や町の所有地を含む一体的な計画面積となっております。

畑と田んぼの面積につきましては、3 ページにそれぞれの面積が記載されておりまして、田畑の合計面積は「6,844 ㎡」となっております。

本申請は、範囲内の田畑だけでなく、町有地や雑種地も含めた一体的な農地改良を行う申請となっております。

◎石井会長

中澤委員、質問はございますか。

◎中澤委員

つまり、鳩山町が所有する土地も、埋め立て地に含まれているということですか。

◎書記

含まれています。

◎中澤委員

町の所有地を含めた面積7,517.55㎡で申請が出ているのに、なぜ今回の許可申請に鳩山町の名前がないのか。町は申請しなくてよいのか。

◎石井会長

暫時休憩といたします。

暫時休憩〔午後４時13分〕

再開〔午後４時25分〕

◎石井会長

会議を再開いたします。事務局答弁をお願いいたします。

◎書記

町で所有している「田」でありますが、町は農業法人ではないため、申請は行っておりません。

◎石井会長

よろしいでしょうか。これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第５号、農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号５の採決を行います。

本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎石井会長

挙手多数です。よって、議案第５号、農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定について、資料番号５は、許可相当とすることに決定いたしました。

◎石井会長

ここで、議案第６号について報告いたします。議案第６号については、説明員２名の入室がありますのでご了承願います。

〔日程第９、議案第６号、農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見の決定について〕

◎石井会長

議案第６号、農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見の決定についての資料番号６を議題とします。この件につきまして、産業振興課農林業政策担当の吉澤主査と鈴木主事よりご説明をいただきます。よろしくお願いします。

◎鈴木主事

説明させていただきます、産業振興課の農林業政策担当の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

それでは、資料番号６「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）の意見を求めることについて」ご説明申しあげます。お手元の資料６をご覧ください。

はじめに、「農地中間管理事業の制度」及び「農地中間管理機構」についてご説明させていただきます。これまでの農地の賃貸借等については、農地法、利用権設定等促進事業、農地中間管理事業の３つの手法で農地の賃貸借が実施されてきましたが、「農業経営基盤強化促進法」の改正により、相対による利用権設定等促進事業が廃止され、現在は農地法と農地中間管　理事業の２つの手法のみとなっているところでございます。

今回ご説明をさせていただく農地中間管理事業とは、「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき、高齢などを理由に農業をリタイアする農業者、農地の不耕作や管理自体が難しいという所有者の農地を農地中間管理機構が中間的受け皿となり、意欲ある担い手等の受け手へ貸し付けることで、耕作放棄地の解消等の制度を一元化し、推進するものでございます。

また、本制度の事業主体となる農地中間管理機構とは、都道府県、市町村、農業団体等が出資して組織されている法人であり、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第４条の規定に基づき、都道府県知事が県に一つに限って指定することで「農地中間管理機構」となっております。地域によっては「農地バンク」、「機構」、「公社」などと呼ばれており、埼玉県においては、「公益社団法人埼玉県農林公社」が農地中間管理機構に指定されています。

以上が「農地中間管理事業の制度」及び「農地中間管理機構」についてのご説明でご

ざいます。

続いて、今回の農用地利用集積等促進計画（案）についてご説明させていただきます。資料6内の農用地利用集積等促進計画（案）をご覧ください。

表紙をめくっていただき、1ページから3ページまでが農用地利用集積等促進計画（案）となっており、本計画（案）の内容について「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条の3項の規定に基づき、農業委員会に意見を聴取する必要がございます。こちらに関しては、事前にお配りした資料を一部修正したものを別紙としてお配りいたしました。本計画（案）について、一覧をまとめておりますので、別紙の令和7年度第1回農地中間管理事業申請申出農地についての資料をご覧ください。

今回50筆の申請があり、うちNo.1からNo.42までの筆は利用権設定等促進事業からの移行であり、No.43からNo.50までが今回新規に設定する筆となっております。

No.1からNo.42までの利用権設定等促進事業から移行する筆については、引き続き耕作を行っていく意向を伺っており、冒頭で申し上げた制度改正に伴う適用手法が変更されたものでございますので、説明を省略させていただき、新規で申し出があった筆のみについてご説明をさせていただきます。

別紙の灰色で塗られているNo.43からNo.50までをご覧ください。No.43の[redacted]は[redacted]在住であり、町の認定農業者です。当該農地ではネギを栽培する予定でございます。

No.44からNo.47の[redacted]は[redacted]在住であり、当該農地では水稲と露地野菜を栽培する予定でございます。

No.48の[redacted]は[redacted]在住の農業者であり、昨年度新たに鳩山町の認定農業者になった方です。当該農地では露地野菜を栽培する予定でございます。

No.49、50の[redacted]は、普段は町外に在住しておりますが、[redacted]、週に数回鳩山町に来訪し、農地を管理しているとのことです。当該農地では水稲を栽培する予定でございます。

いずれの耕作者も経営規模の拡大という理由で、所有者と合意の元、新たに農地を貸借したい旨を確認しております。

次に、資料の裏面をご覧ください。今回の申請に係る合計面積は「52,150㎡」で、内訳として「田」は「23筆」「27,498㎡」、畑は「27筆」、「24,652㎡」となっております。資料の説明については以上となります。

続いて、今回の申請手続きの流れをご説明いたします。今回の手続きは、所有者から公社、公社から耕作者への権利設定までを促進計画で一本化し、市町村が作成した促進計画（案）を公社から県に提出し、県が認可するという手法により権利を設定するものです。

従来実施していた町が告示し、権利を反映する農用地利用集積計画については、利用権設定等促進事業が廃止となったため、同様に廃止となり、今後はこの農用地利用集積等促進計画が基本となる予定です。

申請までの流れについてですが、まず市町村が所有者及び耕作者の意向を確認し、公

社へ貸付を行うための貸付意向申出書や耕作者の借受申出書等の書類を取りまとめた後、市町村が期日までに促進計画の原案を公社に提出いたします。

その後、公社が内部協議会を開催し、申請内容に誤り等がないかの審査を行い、問題がなければ、市町村が作成した促進計画（案）を農業委員会定例総会にて意見聴取を行います。

農業委員会長から意見がない旨の意見書をいただいた後、農林公社を通して意見書と農用地利用集積等促進計画（案）を県に提出し認可を受けることによって、権利が反映されます。今回は令和７年４月 10 日に公社に申請を行い、概ね３ヶ月ほど日程を要するため、借受の始期は、令和７年７月 21 日からとなります。

また、終期に関しましては、12 月 20 日となっておりますが、これまでの利用権設定等促進事業と比較し、提出書類の変更等で申請手続に大幅な時間を要するため、手続きの省略化を鑑みて、更新日を集約化し、終期が 12 月となるよう対象者と調整しているところでございます。

なお、冒頭で利用権設定等促進事業が廃止したとご説明いたしましたが、従来の利用権設定が完全に無くなるわけではなく、現在設定している利用権設定については終期を迎えるまでは、通常通り効力が残っている状況となり、終期が近づきましたら順次、農地中間管理事業への移行について町から対象者にご案内し、今回の手続きと同様に個別で対応させていただく予定でございます。

以上、簡単でございますが、農用地利用集積等促進計画（案）の意見を求めることについてのご説明とさせていただきます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

◎石井会長

ありがとうございました。

この件につきましてご意見がある方、挙手をお願いいたします。

◎石井会長

よろしいですか。ご意見がないようなので、採決を行います。

これより、議案第６号、農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見の決定については、「意見なし」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎石井会長

挙手全員です。よって、議案第６号、農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見の決定については、「意見なし」とすることに決定いたしました。

ここで、説明員２名の退出がありますのでご了承ください。

〔閉会の宣告〕午後４時３８分

◎石井会長

以上で今月の総会に付された案件は、すべて終了いたしました。よって、閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔異議なしの声あり〕

◎石井会長

異議なしと認めます。

よって、今定例総会は閉会することに決定されました。

皆様、大変お疲れ様でした。

上記会議のてん末を以ってその相違ないことを証するためにここに署名・捺印する。

令和７年６月２５日

会長　石井利幸

委員　根岸敏子

委員　田島茂夫